

諮問番号：令和元年度諮問第30号

答申番号：令和元年度答申第30号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の子（以下「本件児童」という。）について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人が提出した診断書（以下「本件診断書」という。）では、臨床所見において自覚症状及び他覚所見があり、心筋・心膜疾患に指定難病の「拡張型心筋症」と、重症心不全に「心臓再同期医療機器（CRT）」と記載されているにもかかわらず、心臓の状態ではなく、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）の別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）に定める一般状態区分表を主として判断している。

(2) 原処分の判定理由では異常検査所見が見られないと記載されているが、本件診断書ではBNP値が3,385pg/mLとされ、重度の心不全と記載されている。

(3) 「軽度の労作に制限され、治療中だが重度の心不全状態」であり、「学校生活管理指導表」はA及びBに○が付され、極度の行動制限により、登下校は親が送迎し、車椅子を利用して病弱児学級に登校し、心臓の負担から主治医に登校時間も半分に制限されている。

(4) 本件児童は、無脾症候群、両大血管右室起始症及び拡張型心筋症を有しており、このうち無脾症候群は「その他の障害」の扱いとなることから、心疾患との重複障害に該当するものであるのに、処分庁はこれを無視している。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書によることとされているところ、本件診断書においては、請求人が主張する記載はあるものの、一般状態区分表は「Ⅲ」（歩行や身のまわりのことはできるが、特に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの）

とされていることから、認定基準に照らし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）別表第3に定める障害の状態の1級には該当しない。

- (2) NT-proBNP値の3,385mg/mLをBNP値に換算した場合、認定基準が示す異常検査所見に該当する可能性が高いと考えられるが、認定基準によると、認定基準に示す異常検査所見のうちいずれか二つ以上の所見があり、かつ、認定基準に定める一般状態区分表のウ（身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの）に該当するものが1級とされていることから、NT-proBNP値が認定基準に示す異常検査所見に該当しても、政令別表第3に定める障害の状態の1級には該当しない。
- (3) 本件診断書の記載内容によると、日常生活において一定の制限があることは認められるものの、一般状態区分表は「Ⅲ」であることから、政令別表第3に定める障害の状態の1級とは認められない。
- (4) 本件児童が有する障害は、無脾症候群に合併した心臓の疾患によるものであることから、「心疾患」の基準により判定したものであり、原処分は無脾症候群を無視して行ったものではない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師（以下「嘱託医」という。）の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、本件児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、同(1)に掲げる事情については、認定基準によると、「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」を1級と認定することとされているものであって、一般状態区分表のみに着眼して判断したのではない。次に、同(2)の事情について、本件診断書におけるNT-proBNP値の3,385mg/mLは、認定基準で定める異常検査所見に該当するものと解され、この点において原処分の通知書に添付の判定理由は、その記載内容に誤りが認められるものの、認定基準によれば、「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」が1級とされているのであるから、本件児童は、NT-proBNP値が認定基準が示す異常検査所見に該当したとしても、1級の状態には該当しない。次に、同(3)の事情について、本件児童は、日常生活の中で一定の制約を受けていることは理解できるが、認定基準に照らすと、障害等級の1級に該当しないこと

は前記のとおりである。次に、同(4)の事情については、請求人が有する障害は無脾症候群に合併した心臓の疾患によるものであることから、原処分は、循環器疾患の障害用である本件診断書に基づいて「心疾患」の認定基準により判定したものであり、無脾症候群を無視したものではない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年12月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る心疾患による障害の程度は、認定基準によれば、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとされ、障害等級については、「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」を1級と認定することとされている。具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて嘱託医が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、本件児童の障害の原因となった傷病は「無脾症候群、両大血管右室起始症」であり、これまでにペースメーカー埋込術、T C P C手術等が行われている。また、心エコー検査の「体心室（体血圧を維持する心室）駆出率」（39%）及び血液検査の「NT-p r o B N P値」（3,385 pg/mL）において、認定基準が定める異常検査所見（「体心室（体血圧を維持する心室）の駆出率（E F）40%以下のもの」及び「BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/mL相当を超えるもの」）に該当することが認められ、現症時の日常生活活動能力は「重度の心不全状態であり予後不良」とされている。他方、一般状態区分表は「Ⅲ」（歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの）とされ、現症時の日常生活活動能力は「軽度の労作に制限される」ものとされている。

こうした本件診断書に記載された事実関係からすると、本件児童は、認定基準に定める異常検査所見の二つに該当することが認められるものの、一般状態区分は「Ⅲ」であって、これは認定基準が定める一般状態区分表のアに該当するものであるから、認定基準の「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」とは認められない。よって、心疾患に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、本件児童について、心疾患に

よる障害の程度が障害等級1級に該当するとまではいえないものの、障害等級2級には該当するとした嘱託医の判定及び当該判定を受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められない。

また、請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずに行われた原処分は違法又は不当である旨主張する。

しかしながら、認定要領及び認定基準によると、特別児童扶養手当の支給に係る心疾患による障害の程度は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、臨床症状、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとし、障害等級1級は「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」が該当するとされているところ、かかる認定基準に照らし、本件児童の障害等級を2級と認定した原処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件児童に異常検査所見が認められないとした原処分の判定理由は、その記載内容に誤りが認められるものの、本件診断書によると、本件児童が「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」とは認められないことは前記のとおりであり、本件の結論に影響を及ぼすものではない。

さらに、本件は、無脾症候群に合併する心疾患の障害について、その程度が認定されているのであるから、無脾症候群それ自体を「その他の障害」として取り扱い、心疾患との重複障害として認定すべきものとは認められない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子